

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第2回）議事録

日時：平成24年1月25日（水） 13:00～15:40

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：宇都宮伯夫、大久保多津子、大隈勝彦、小野久、川野陽子、河野龍児
北地輝昭、木本ノブ子、小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美、田中康子
藤内宣幸、藤内浩、徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、原野彰子、宮原実乃
村野淳子

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

（萩野部会長）

皆さん、こんにちは。本日は、別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより、第2回条例制定作業部会を開催させていただきます。本日の会議は、5時までを予定していますが、皆さま方にも途中で休憩をしていただいて、進めさせていただきたいと思います。それから、発言におきましては、前回もそうですが、名前を言っていただきまして、そしてよろしく発言するようお願いいたします。そして、今日の欠席者は、下村委員さん、首藤委員さん、松浦委員さん、若杉委員さんの4人から欠席の連絡をいただいております。

それではまず、会議に入る前に、前回欠席の方の大隈委員さんと徳田委員さんが、本日出席されておりますので、前回どおり自己紹介を兼ねまして、ごあいさつをいただきたいと思います。それでは、大隈委員からひとつよろしく申し上げます。

（大隈委員からあいさつ）

（萩野部会長）

ありがとうございました。では、次は徳田委員さん、お願いします。

(徳田委員からあいさつ)

(萩野部会長)

ありがとうございました。ぜひ、皆さま方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局から連絡事項があるとのことでございますので、よろしくお願ひします。

(水口補佐)

皆さまこんにちは。今年もよろしくお願ひします。事務局の水口です。今日は皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。では早速ですけれども着席して説明のほうをさせていただきます。

まず、議事に入る前に、皆さまにお伝えしたいことがありますので申し上げますと、大神委員から1月10日付けで退任の申出がございました。体の調子が良くないとの理由でありましたので、自立支援協議会の田川会長に報告して、これを受け取ったところでございます。これを受けまして、事務局から重症心身障害児者を守る会へ代わりの方の選出をお願ひいたしましたところ、本日出席していただいております、宇都宮様に決まりましたので、そのご報告をさせていただきます。それでは、宇都宮様、自己紹介を兼ねまして、一言ごあいさつをお願ひいたします。

(宇都宮委員からあいさつ)

(水口補佐)

ありがとうございました。これにより、宇都宮様が構成員となられましたので、変更後の名簿を委員皆さまの机の上に配布させていただきます。

それともうひとつあるのですけれども、先月の第1回会議で、北地委員から、千葉県や熊本県などの他の自治体条例のことと、別府市障がい者計画のこと、そして、別府市の状況、この3点の資料を提示していただきたいという意見がございました。これに對しまして、事務局は、メール若しくは郵送で送付いたしたいとお答えしたところでありまふけれども、このことについて、今から補足説明をさせていただきますと思ひます。

まずは、他の自治体条例につきましては、今回の会議の配布資料の4。配布資料の

4]をお開きいただきたいと思います。A3の横長の分でございます。このような形で、議論する時期ごとにひとつの参考資料として配布いたしたい、そう考えております。ここで、ひとつお断りなのですけれども、これは、あくまでも参考資料ということであり、ます。大きな視点で他都市の条例を見ますと、どの自治体もめざす方向性はあまり変わりがないと考えられます。「障がい者への差別をなくす」であったり、「障がい者が暮らしやすいようにする」というような方向性であります。別府市条例におきましても、他都市にはない、安全といった政策を盛り込もうとはしておりますけれども、大きな視点からいけば、他都市とめざす方向性は同じなのではないかと考えておりますので、他都市の条例をあまり見すぎますと、かえってそれにとらわれすぎるのではないかと、そう考えております。したがって、あくまでも議論を進めていくうえでの参考として、つまりは、会議の取り上げる議題の参考として、議題で取り上げる部分ごとに見ていったほうがよろしいのではないかと、そう考えているところであります。

そして、次に2点目の別府市障がい者計画についてであります。これについては、本日、皆さまの机の上に配布させていただいております。この水色の冊子であります。これは、平成23年の3月に策定いたしまして、平成23年度から平成26年度までの別府市の障がいのある人に関する計画であります。この部会の会議におきましては、第3回で実際に使いたいと考えておりますが、委員の皆さま方におかれましては事前に、行政が現に行っている障害者福祉施策を確認してもらっておいたほうがよろしいと考えましたので、先にこの場でお渡ししておきたいと思っております。そして、西田副部長におかれましては、この会議が終わりましたら、ワード形式のものをメールで送付いたしたいと思っておりますので、そちらでご確認いただければと思っております。

最後に3点目の別府市の状況であります。こちら、本日、皆さまの机の上に配布させていただいております。この資料は、障害福祉課の事務概要説明資料として、毎年、作成しているものなのですが、課の機構、事務分掌、障がい者手帳所持者数、当該年度の実施事業とその予算を掲載しているものであります。事務局としましては、第4回から第7回までの会議におきまして、各施策ごとに資料を配布して、現状を確認していく考えでありましたが、委員からのご依頼がありましたので、既存の資料であります。こちらを提供させていただきました。この資料を今後の会議の過程の中でどう使っていくかにつきましては、委員の皆さま方にゆだねたい、そう考えております。こちらの資料につきましても、西田副部長へはメールで送信いたしたいと考えております。

さて、あと、もうひとつありましたので申し上げますと、皆さまの机の上に条例の骨

格のイメージと書いた資料を配布いたしております。A4の縦長の分です。条例の骨格のイメージというものであります。そちらをご覧いただきましたらば、第1回会議で事務局から部会の役割を説明させていただいたときに、部会では、「議会に提出する条例案そのものをつくるのではなくて、条例案をつくる上での基本的な考え方をまとめる」と申し上げたところでありますが、ここでさらに委員の皆さま方にこの部会のやるべきことについて説明させていただきたいと思います。今お配りしています資料は、八王子市のホームページからダウンロードしたものを切り貼りしたものなのですけれども、上の部分は、八王子市が、条例案の骨子をパブリックコメントしたときに使用したものの一部でありまして、下の部分は、八王子市議会に提案された条例案の第1条の目的のところであります。この資料で、皆さまにお伝えしたいことは、この部会では、下の部分ではなくて、上の部分のようなものをつくっていくということであります。紙ベースのみの資料で、西田副部長には申し訳ないのですけれども、要は、部会では、箇条書きのような形でポイントをまとめていくということであります。長くなりましたけれども、以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、今の説明について、ご意見がありましたら、何かお話ししてください。

北地委員。

(北地委員)

今、事務局のほうから説明があつて、条例の骨格のイメージということで、今、お示しがあつたのですが、八王子市の骨格のイメージというところで、あくまでも上段のところを私どもが作業部会の中で、審議をすると、で、今私資料がないのですが、頭の中で、9回あつて、それから市のほうなり、各部会いろんなところで、最終的にこの前もご質問申し上げたとおり、自立支援協議会の中で、結論を見るということであつたと思いますけれども、今のお話がまだ私のほうで理解しがたい部分がございますので、今一度申し訳ありませんけれども、私どもの作業部会の役割について、もう一度もう少し具体的にご説明をいただければと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

お答をしたいと思います。作業部会の役割についてであります、第1回目において説明をいたしましたところでもありますけれども、その繰り返しになろうかとは思いますが、別府市が自立支援協議会のほうへ諮問したところでございます。それを受けまして、自立支援協議会が、要綱の第9条によってですね、この条例制定作業部会を設置したということでもあります。そこで、先ほどの条例の骨格のイメージですけれども、下の完成した条例については、我々事務局が形づくる、これは行政の、事務屋の仕事になるのですね。部会のほうで条例をつくるにあたってですね、約束事をこなす仕事というのを我々にさせていただきたいと思っております。この、箇条書きにさせていただく部分でありますけれども、この部分、要するに条例の芯になる部分でありますね、それが、この部会で作っていただいて、事務局のほうで整理整頓すると。最後の分までこの部会で作るとしましたらば、果たして何年かかるかわからないと思っております。そして、これからですね、もっと詳しい条例とは何かという説明もさせていただきますので、それを聞いていただいてご理解いただきたいと思いますと考えております。以上であります。

(萩野部会長)

今、事務局から北地委員についての返答がありました。徳田委員。

(徳田委員)

では、いただいた資料の下の分の条例案のイメージとはどこが作ることになるのでしょうか。

(萩野部会長)

条例案のイメージとはどこが作るのかということですが。

(水口補佐)

お答えいたします。これは、事務局のほうで肉付けをし、約束事のとおり整理整頓をいたしたいと考えております。先ほど、徳田委員のおっしゃることは、微妙な表現ですね。デリケートな表現、そういった部分が、重要なのかというご意見のように受けます

けれども、そこまでの作業をこの部会でなすのか、ということについては、そうですね、協議の必要があらうかと思います。以上です。

(萩野部会長)

北地委員。

(北地委員)

今の徳田委員さんがおっしゃったことは、まずひとつ、私も思っておりました。もうひとつは、例えば、私どもが作業部会で作ったものを事務局が成文をしていく、それはもう一度フィードバックされると理解していいんですか。

(水口補佐)

一方通行なのか、もう一度フィードバックし、改めて見直すのかについては、これから協議をしていただきたい、そう思っております。以上でございます。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

協議ということですので、ここで私から要望ということ、フィードバックをしてください。という要望を差し上げたいと思います。

(萩野部会長)

はい、それについて。

(岩尾課長)

お答をいたします。作業部会の意見を最大限に尊重するという、第1回目の会議でお話をしたところでございます。今、条例の骨格について、作業部会の方々に検討していただくわけですが、事務局としましては、それを最大限、自立支援協議会のほうに、間違いなく趣旨がとおるように、答申をしていくような形付けにしたいと思っております。以上でございます。

(北地委員)

いや。今ではお答にならないと思うんですよ。要は、フィードバックしていただけるのかどうかということだけは、この場で、先ほど水口補佐はここで協議をするというふうにご発言なさいましたので、だったらひとつフィードバックしていただき、私のほうは要望をそちらに差し上げるというふうに申し上げる。部会長さん、そこらへんお取扱いよろしくをお願いします。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

第1回目の会議の時も事務局のお答えというのがですね、準備できていない部分も当然あります。そこで持ち帰ったところ、また、事務局で協議をいたして、先ほどの3点についてお答えしたわけですね。そういった部分がありますので、事務局としての最終的な答えを即答できるという場ではないと思っているのですね。そこで今私がお答えしたと課長から説明していただいたことでありまして、一つひとつの質問に対して事務局が協議をする時間をいただきたいと考えているところでもありますけれども、何せ時間が限られているということでもありますので、フィードバックですか、一方通行ではないやり方についてですね、他の委員さんがどのように考えられていらっしゃるのか、その辺もまずお聞かせいただきたいと。部会長よろしくをお願いします。

(萩野部会長)

他の委員の方もフィードバックについて、どうですか。はい、村野委員。

(村野委員)

フィードバックはしていただきたいと思います。それから私のほうから一つ質問なんですけれども、事務局ということでここにお見えになってくださっているのは障害福祉課の方々なんですけれども、前回説明されたような第何回ということになるといろんな課がかかわってくると思うのですが、そうなるとその時その時に事務局というのが変わってくるということなのでしょうか。

(萩野部会長)

事務局、そこをちょっと説明してあげて。

(水口補佐)

母体であります障害者自立支援協議会、別府市のですね。その事務局がですね、障害福祉課と規定いたしております。そこでその下部組織であるこの部会の事務局をも障害福祉課が務めるという組織であります。ですから、これから関係課に出席していただきますけれども、事務局である障害福祉課が事務的にお願いをして出席していただくということですね。基本的なことですけれども、それは理解していただきたいと思います。

(萩野部会長)

そういうことです。いいでしょうか。はい、藤内委員。

(藤内委員)

作業部会の設置規程、私、手元に持ってくるのを忘れたのですけれども、この設置規程の中にも事務局をどこに置くとか、この作業部会の目的ですとか、いわゆる第1回目で皆さま方から議決をいただきました骨格を審議するんだという、ちょっと設置規程を持ってこなかったのが悪かったのですけれども、設置規程の第何項かに載っていると思います。第1回目につきましては、皆さま方からこの作業部会については、骨格を審議すると、そしてその骨格を審議したのを、我々の作業部会の親が、自立支援協議会でございます。自立支援協議会が本来審議するところなんですけれども、困難をきたすのでこの作業部会を設けている。当然、自立支援協議会は我々がここで作業部会の中で骨子を練ったものについては、自立支援協議会から市のほうに答申する形になります。答申と提言の関係につきましては、当然、答申を受けた別府市としては、先ほど障害福祉課長が述べましたけれども、最大限尊重するというのは答申の原則でございますので、障害福祉課長がいったような形になるのかと思います。どうしてこの作業部会が骨子を練るのかといいますと、これは第1回目で言ったのですけれども、骨子というのがこれが基本ですから、ここが事務にというようなことがございましたら非常に問題でございます。成文化するにあたりましては、やはり、成文化のプロであります法関係の専門部署に任せたほうがよりスムーズにいくのだらうということで、第1回目におきまして、皆

さまの意見を聞きまして、それで了承をいただいたから今回の第2回目がございます。先ほどのフィードバックの件でございますけれども、やはり、自立支援協議会から市に答申をしたら、その答申につきまして尊重するのが行政でございます。行政といたしましても条例案として議会に上程するときにあたりましては、最大限皆さん方のご意見を聞きながら、条例を提案する予定でございます。条例を提案した前後におきまして、スケジュールを見ればわかるのですけれども、議員さん方の全員協議会か、又は調査会になるのか、おそらく議員さん全員を集めた全員協議会になると思います。その中でまた、皆さま方を代表します議員さん方がそこで審議をしていただきますので、その中でまた、千葉県のような廃案になったりする状況もあるかもしれませんけれども、フィードバックというのは、そういった形のフィードバックではなかろうかなと思います。ですから、最大限、ここで上がったのは、作業部会です。自立支援協議会が市に答申するというところでございますので、答申されましたら市は最大限尊重するのが社会通念上のことでございますから、先ほど障害福祉課長がいったような答弁になるのではなかろうかと思っております。私は行政を代表する委員としてでておりますので、そういった発言をさせていただきます。以上でございます。

(萩野部会長)

皆さん方からのこれから入る議事等については、最大限、自立支援協議会に持って行って最後に答申になろうかというお話であります。

(北地委員)

もう1回整理させてください。

(萩野部会長)

北地委員。どうぞ。

(北地委員)

今のお話は、もともと私が申し上げている趣旨はですね、ここで骨子をつくって成文化を、専門家というご発言がありましたけれども、法に照らしながら成文化をしていくのでしょ。これから自立支援協議会に諮っていくというときに、フィードバックをしていただきたいというお話を申し上げているわけで、成文した段階で、自立支援協議会

に当然骨子としてはあげないと思うんですよね。その前に成文化されていると思いますから。

(水口補佐)

お答えします。9月にですね、自立支援協議会のほうへ、この部会が8月に終わってあげますけれども、成文化にされたものにはまだ至っていないですね。骨子案を協議会のほうへ持ちあげるわけですね。それから成文化の仕事が始まるのですね。骨子が固まってからです。答申を協議会から市のほうへいただきまして、それから事務的な作業が始まるということですね。この部会で協議した骨子案ができましたら協議会へあげますね、協議会でその骨子案の承認があれば、その骨子案を市のほうへ答申する。諮問を受けた分の答えを出すということです。

(北地委員)

ですから、それはそれで、流れとして事務局は考えていらっしゃるのでしょうかけれども、骨子案を、ほぼ部会のままだを骨子としてあげていただくというのは、先ほど藤内委員もおっしゃったように、第1回目での約束事でございますから、それは当然上げていただく。そして、成文をされる。成文したものをフィードバックはしていただけますか。私がこれにこだわるというのは、例えば、障害者基本法の中に、いわゆる合理的配慮という中に、合理的「な」というひとつの言葉が入ると入らないのでは大きな差異があるわけで、そういう意味で、できましたら、法律に基づいた市の専門の方がきちっと成文をされるのだと思いますけれども、今一度そこらへんで、この私どもの部会のほうにその成文案をひとつフィードバックをしていただけないでしょうかという要望であります。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

即答は難しいご質問であります。

(北地委員)

ですから、意見として、今、要望として申し上げますので、後日。

(萩野部会長)

その辺が事務局としては答えが今すぐでてこないのですので、検討させてください。また、内部で話をさせていただいて、また結果をお聞かせ願います。それでは時間の関係もごさいますので、これより、議事に入らせていただきますけれども、本日の条例制定権と条例の構成について、事務局から説明していただきまして、その後、具体的な議論となります条例の目的と理念に移りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局、説明をお願いします。

(水口補佐)

はい。それでは、続いて事務局のほうから説明をさせていただきます。これから、委員の皆さま方に、条例の基本的なことについてご説明をさせていただきます。

これから皆さま方におかれましては、条例の骨格を検討していかれるわけなのでありますけれども、具体的な議論の前に、条例制定権と条例の構成だけは、やはり、押さえておく必要があるのかと考えましたので、その説明をこれからさせていただきたいと思っております。多少、理解しづらい点もあるかと思っておりますけれども、お聞き願いたいと思っております。それでは、配布資料の1をお開きください。まずは、条例制定権についてであります。

条例とは、地方自治法、この表の右側の分になります。第14条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て定立する法であります。

ここに示しました日本国憲法、左側であります。と地方自治法の規定は、地方公共団体の条例制定権を規定したものであります。

地方公共団体の条例制定権の根拠は、憲法に規定されておりました、ちょっとここで、条文を読ませていただきますと、日本国憲法第94条、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と書かれております。この憲法94条は、地方公共団体が、「法律の範囲内」で条例を制定することができることを規定しております、地方公共団体の条例制定権には、法律の範囲内という制限があることを、皆さまに、ご確認しておいていただきたいと思います。

次に、地方自治法第14条の規定であります、まずは、第1項、「普通地方公共団

体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」と書かれております。自治法上、条例制定権の範囲と限界につきましては、「法令に違反しないこと」という法的限界と、「第2条第2項の事務」という事項的限界とがございます。「法令に違反しないこと」とは、先ほど見ていただきました憲法94条の規定と同じ意味であります。そして、もうひとつの「第2条第2項の事務」であります。第2条第2項にどういうことが書かれているかと申しますと、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と書かれておまして、これはつまり、地方公共団体の事務・権能に関して条例を定めることができるということを意味しています。

これまで説明したことは、条例制定権の範囲と限界としまして、[資料1](#)の下のほうにまとめています1から5までに列挙したことの3までのことでもありますけれども、そのほかにも、大分県の条例に違反しないことが挙げられます。これは、地方自治法第2条第16項におきまして、「市町村は、当該都道府県の条例に違反して事務を処理してはならない。」とあることが根拠となっております。

そして、5つめの限界であります。市長その他の執行機関の専属的権限に属しないことが挙げられます。これは、例えば、法令で地方公共団体の規則で定めるとされていることについては、条例で規定できなかつたりすることです。

以上、これまで説明してきたことをまとめますと、条例制定権の範囲と限界は、次の5つの判断に係るものであるといえます。

ひとつは、憲法に抵触しないこと。2つ目は、法令に違反しないこと。3つ目は、別府市の事務に関するものであること。4つ目は、大分県の条例に違反しないこと。5つ目は、市長その他の執行機関の専属的権限に属しないこと。

この5つのルールを確認していただきまして、委員の皆さま方におかれましては、条例の骨格の検討を行っていただければと考えております。

次に、地方自治法第14条第2項と第3項についてであります。第2項は必要的条例事項を定めたものであり、第3項は、法令に特別の定めがあるものを除くという制約はありますが、条例中に罰則を設けることができることを定めたものであります。

ここでは、条例制定権のことを皆さまに確認しておいていただきたいわけですから、2項と3項は、この程度の説明とさせていただきます。

それでは、次に、[資料の2](#)をお開きください。ここでは、条例の構成を見ていきたい、そう思います。

今からお話しすることは、一般的な条例の構成であります。条例は、そこに示しています要素から成り立っておりまして、上から順番に読みますと、まず公布文がありまして、次に条例番号、題名、目次、前文、本則、附則という形になります。必要に応じて、別表や様式を置くこともできるのですが、ここでは、その説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、これからそれぞれの構成要素を若干ご説明させていただきますが、同時に作業部会での議論が、条例のどの部分を議論していくのかということイメージしていただければと思います。まずは、公布文ですが、これは条例を公布する旨の市長の意思を表示する文書であります。そして、次の条例番号ですが、条例の題名と一体となって条例の同一性を表示し、検索の便を図るためのものでありまして、各暦年ごとに公布の順番に一連番号が付されるものであります。これら公布文と条例番号につきましては、形式的なものでありますので、この作業部会で議論する必要のない部分であります。

続きまして、題名であります。これは、条例の固有名となるものであります。この資料2の下の方に、作業部会で議論する必要のある構成要素につきましては、そのポイントを挙げているのですが、この題名におきましては、考えるにあたって、条例の内容を適切かつ簡潔に表現し、しかも他の題名と紛らわしくないものとする必要があります。題名を議論する時期は、第1回会議で触れていませんが、骨格の全容がはっきりしないとみえてこない部分でありますので、事務局としましては、第8回の中で議論したほうがよいのではないかと、そう思っております。

次に、目次であります。目次は必ずしも必須のものではありません。条例の本則の内容が、章、節等に分かれる場合に、目次を付けるようになっております。これも公布文や条例番号と同様に、この作業部会で議論する必要のない部分であると考えております。

次に、構成要素の前文であります。前文も目次と同様に必ずしも必須のものではありません。議論するポイントに示したとおり、条例制定の由来や目的、条例の基本理念などを述べた文章でありまして、条例を解釈し、運用する際の基準や指針となるものですが、前文からは直接の法的拘束力を生ずるものではないとされています。作業部会で議論する時期としましては、第8回がよいと思うのですが、これは、先ほど説明しました題名同様、骨格の全容が見えた段階で、さらに条例に気持ちを込めたいという意見がありましたら、ご議論いただければよろしいのではないかと考えているところであります。

さて、次に本則であります。通常は、総則的規定、実体規定、雑則規定、罰則規定の4つの規定で構成されております。

総則的規定には、条例全体に通じる原理、原則に関する規定が置かれますが、具体的には、目的規定、定義規定、理念規定が置かれます。目的規定は、通常では、その条例の第1条に置かれ、条例の立法目的が規定されます。ここは、このあと、議論していただくところとなります。

次の定義規定ですが、通常では、第2条に置かれ、条例中に用いられる用語の定義をあらかじめ定めて、条例の解釈上の疑義をなくすために設けられます。ここで、条例中に用いられる用語が社会通念上確定した意味を持って用いられる場合には設ける必要はありませんけれども、用語の意味がいろいろに解釈される余地があったりする場合や特にその用語が条例中で中心的な意味を持っている場合に設けられます。ここは、第4回から第7回の会議で、あとに説明します実体規定と並行して議論したほうがよいのではないかと考えております。

さて、次に理念規定であります。通常では、第3条以下に置かれまして、その条例の根本基準や行政機関などの責務などが規定されます。ここも、この後、本日議論するところとなっております。

次に、実体規定でありますけれども、条例の目的に従ってもっとも中心的な内容を形づくる事項を規定したものとるところであります。条例によって定める事項は様々ありますけれども、今つくろうとしている条例におきましては、ここに今後進めていく政策を規定していくこととなります。具体的には、相互理解から生活支援までに関することが規定されるものと想定しております。

さて、次に雑則規定であります。雑則規定は、実体規定と罰則規定の間に置かれるのが通常でありまして、ここに規定される内容につきましては、一般的なルールというものはないのですけれども、条例の内容に応じて、その条例の実体規定全般に共通的に適用されるような事項で、総則的規定の中に入れるのに適しないようなことが置かれることが多くなっております。今回の条例におきましては、「規則への委任」といった規定が想定されますけれども、現段階では、部会で議論しなければならないような事項ではないのではないかと考えております。

次の罰則規定ですが、通常、条例の実体規定では、住民に対して義務を課すことを定めたものが多いのでありますけれども、条例で一定の作為又は不作為を義務付ける以上、それが守られなければ条例を制定した意味がなくなってきます。ですから、住民に義務

を課す条例では、その義務の履行を確保するための手段を講じるということで、罰則規定を置き、条例上の義務違反を予防するとともに、その義務違反が現実に行われた場合には、予定された刑罰又は過料を科そう、そういうものであります。この罰則規定を置くにあたっては、先ほど見ていただきました資料1の地方自治法第14条第3項にその範囲が規定されておりますので、これに従って設ける必要があるということでもあります。ここにつきましては、今のところでは、まずは設けるのか設けないのかという議論を第8回で行い、設ける場合は具体的事項を議論する必要があるのではないか、そう考えております。

最後の要素の附則でありますけれども、附則は、条例の本則に付随する事項を規定する部分であります。本則の規定との関係について調整を図るといったような性質をもった内容が規定されますので、条例の施行期日であったり、経過規定が置かれたりするところでもあります。この部分については、技術的な部分となりますので、行政のほうに任せたいと考えております。ちなみに、施行期日は、市民への周知期間が必要と思われまので、今のスケジュールでいっても、早くても平成26年の4月になろうかと今時点では考えております。長くなりましたけれども、以上で、条例の基本的事項についての説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、事務局から、条例制定権と条例の構成について、説明をしていただきました。

この条例制定権については、その範囲と限界があることということで、日本国憲法と地方自治法との説明がありました。条例の構成については、条例の全体のイメージづくりができればよろしいのではないかと考えております。

そして、条例の構成の説明の中で、事務局から第1回より具体的な作業部会での議論されるスケジュールが示されましたが、第4回から第7回までの間で定義規定をしていただいて、第8回で題名と前文と罰則規定を議論してはどうかというものでしたが、これについて何かあればご発言してください。

(萩野部会長)

よろしいでしょうか。それでは、定義規定と題名、前文、罰則規定は、事務局の提案によります時期に部会で議論したいと考えております。

それから、条例の構成要素のうち、部会で議論しないでよいのではないかという説明のあった公布文と条例番号、目次、雑則規定、附則についてですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(萩野部会長)

よろしいですね。それでは、作業部会での議論の流れは、このような形で進めていきたいと思っております。そのほかに、条例制定権と条例の構成について、何かご質問があればご発言ください。

(萩野部会長)

特別なければ、次の議事に移らせていただきますが、ここからが、部会での具体的な議論となっていくのですけれども、今日の会議は、条例の骨格の根幹といってもよろしいのではないかと思っております。まず、目的と理念でございます。先ほど、事務局から議論するポイントの説明がありましたが、この目的は、条例の立法目的を明らかにするということで、理念は、条例の根本的な基準を定めるということでした。

この2つの事項について、条例に盛り込むべきことを、今から皆さまと議論して決めていくのですが、いきなり、さあどうでしょうかと聞きましてもなかなかすぐに議論が進展していかないと思っておりますし、ここは、事務局から考え方の案があるので、事務局よりその説明をお願いいたします。まず、目的からどうぞ。

(水口補佐)

はい。続いてまた説明させていただきます。ここで少しですね、条例が施行された未来の別府市を想像してみただけでないか、そう思っております。

(水口補佐)

皆さまには前もって意見をいただいておりますけれども、今、皆さまの頭の中には、今よりももっと住みやすい別府市の姿があるのではないかと思っております。

つまり、「今をもっとよくしたい。」この気持ちこそが、条例の立法目的に他ならないのではないのでしょうか。そう考えております。皆さま、資料の3をお開きいただきたいと思えます。

条例制定の最大の目的は、未来の別府市のあるべき姿を実現することと考えておりま

す。別府市を今よりももっと住みやすいまちにするために、ひとつの手法として条例を活用する。条例ができさえすれば、即、現状が打開できるというものではありませんけれども、条例に盛り込まれた各施策を実行に移すことで、条例をつくる時に思い描いた別府市像に近づいていければいいのではないかと考えております。そこで、未来の姿を思い描くには、やはり、現状がどうであるのか、ということが考えのスタートになるかと思っておりますので、**資料の3**のはじめには、「条例を制定しようとする大きな要因は何なのか」というテーマをあげさせていただきました。ここの議論では、皆さま方から、別府市のあまり良くない面の意見がどんどんでてくるのではないのでしょうか。そして、現在の別府市を洗い出したところで、では、条例を制定することで、よくないところが改善された別府市のあるべき姿とはどのようなものなのかを次に議論していただければ、目的というものが定まってくるのではないかと考えております。

資料3の目的のところの最後に一文入れておりますが、これは、かなり大まかに目的規定を条文化させたものであります。「この条例は、Aすることで、Bすることを目的とする。」というイメージになるのですが、ここのAには、別府市のあるべき姿を実現する方法が入りまして、Bには、別府市のあるべき姿の実現が入ることとなります。最終的には、皆さま方には、このAとBを決めていただければと考えております。

参考までに、**資料の4**をお開きいただきたいと思います。この資料は、左端の千葉県から右へ、北海道、岩手県、さいたま市、一番右端の熊本県まで、既に条例が制定されている自治体を条例の制定された順番に並べております。この5つの自治体の条例の目的と理念は、それぞれの自治体の特性もありますし、ここではあくまでも参考としてみますので、一番右端の熊本県を取り上げて見ますと、目的には、大まかに次のようなことが書かれております。「この条例は、**障害者の権利擁護等のための施策を推進**することで、**共生社会を実現する**ことを目的とする。」先ほど言いましたAに相当する部分は、障害者の権利擁護等のための施策の推進でありまして、Bに相当する部分は、共生社会を実現するということとなります。このAとBのキーワードを肉付けする言葉も重要なのですけれども、それは、AとBを決める過程の中ででてくるものであるかと考えております。ですから、まずは、AとBからご議論していただければ進めやすいのではないかと考えております。

そこで、委員の皆さま方には事前意見調書という形で、事務局から8つの質問をさせていただきます。それをとりまとめた一覧表を事前にお配りしております。この一覧表ですが、委員の方に回答していただいたことをそのまま載せておりまして、表を縦に見

ていきますとその事項に対する委員それぞれの意見が分かるような構成としております。本日は、目的と理念を決めるわけですので、この一覧表に載ってあることすべてを別府市条例の骨格とすることはできませんので、もっとポイントを絞っていただいて、この部会における基本的な考え方をまとめあげる必要があろうかと考えております。それぞれの委員の方が考えている共通点や共感できる点などを見い出しながら、この部会で決めていただければと考えております。以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。皆さま、どうでしょうか。今の事務局の考え方について、進め方はこういうふうでよろしいでしょうか。何かご意見があればどうぞ。西田委員。

(西田委員)

ちょっとお願いなんですけど、マイクをね、ちょっと皆さん離していただかないと、ハウリングして、こもって聞こえにくいんですよ。ちょっとマイクを口から離してしゃべっていただきたい。

(萩野部会長)

はい、わかりました。少しマイクを離してお話してください。はい、どうぞ。

(北地委員)

今日、8回というひとつの部会の制限の中で、今日こういう形で事務局のほうから文章が参りまして、今日成文をされたものが手元にあるわけなのですが、私の意見としてお聞きをいただきたいと思います。やはり、こういう条例をつくる場合に、それぞれの各団体、各いろいろな方々の識見者がお集まりになっているわけです。24名の委員さんがいらっしゃるわけですが、やはり、共通の認識を持っていくということが、これから一番大切なこと、これは当然なのですが、それぞれ障がい者に対する、また、一般の市民に対するいろんな思い考え方が違います。特にこれからは差別というところで、いろんな論議をしていかなければならないというふうに思っております。例えば、差別、合理的配慮、差別は差別でいろんな差別があるわけですが、そういうことを、やはり、まず、この第2回で論じながら、共通の認識をみんなが持って、それから理念と

いうものに入りませんと、今日ここで今理念というものに入ってしまうと、何かこう文を探して、そこに当てはめていけるということでは、これが条例の最も根幹的な部分であるわけでございますから、先ほど、事務局のほうからも現状認識がスタートだというふうなご発言がありましたように、やはり、24名の各委員の皆さま方が障がい者差別について、また、市民のこの条例をつくるということは、条例をつくるというものだけではない。ひとつの運動として、市民に対して、また、市民の方々が日常、当たり前のことのように生活ができる全ての方々が、ですからそういう意味での共通認識をまづもっていくということが、部会長さん必要だと思うのですが。いかがでございますでしょうか。

(萩野部会長)

今おっしゃったことは全体のことでございますけれども、事務局としてはどういうふうに。

(水口補佐)

事務局のこれからのスケジュール、第1回目で説明させていただき、それから今日さらに具体的な手法、理念、目的についての手法ですね、提案したわけでありまして。ところが、その提案がよろしくないということであれば、皆さま方それぞれのご意見をいただければ、そう思っております。

(萩野部会長)

今の事務局の話もそうですけれども、皆さんご意見があればどうぞ。今日は、理念といたしますかそういうものの話を先にさせていただいて、事務局から皆さんに配りました、この皆さんにそれぞれ書いていただいておりますので、そういう皆さんのご意見も承りたいと思うのですが。

(萩野部会長)

北地委員がいったことについて、皆さんとまだお話ししないとイケませんか。はい、徳田委員。

(徳田委員)

私は、事務局の説明について異論があるわけではないのですけれども、北地委員の言われたように、やっぱり、差別ということについて、現状がどうなのかということ、それから、差別というのをどう考えたらいいのかということについて、委員のみなさんで議論したほうがいいのではないかという気がします。それからでないと本当に別府市の将来像というのがでてこない、私は今、大分県条例づくりにもかかわっているのですけれども、私なりに障がい者の問題に取り組んできましたので、ある程度実態は分かっているつもりでしたけれども、実際にこの条例づくりに取り組む始めて、いろんなところに出かけて行って、皆さんの声を聞くと私の想像をはるかに超えているような厳しい状況、行政からも社会全体からも置き去りにされているとしか思えないような状況がたくさんあるように思います。先日も、重度の子どもさんがいるお母さん方に20人ほどに集まっていただいて、率直なお話をお聞きしたのですけれども、そういうお母さんたちは病気ひとつできない。病気したりしたときにはこの子がどうなるかわからない。病気ひとつできない、病気になったとしてもきちっとした治療を受けるのを我慢せざるを得ない状況を次々と訴えられまして、そういうような実体がまだたくさんある、そういうような状況があるから、これを何とかできるような別府市にしたいという、そういう声が集まるような条例に、私はしたほうがいいのではないかという気がしています。資料としていただいた、一覧表を見てもですね、多くの方がなぜ条例を制定しようとしているのかというところに、差別の問題というのを取り上げておられるわけです。そうだとしたら、どんな差別があって、それをどうしたいというふうなことを考える中で条例づくりを議論しないと、抽象的な形で、目的とか理念が決まってしまうのではないかと。できれば、今日ここにこうしておられる方からも、こうしてご発言していただければと思います。これがひとつです。

それから、2つ目は先ほど事務局からも条例は法律に違反してはいけないんだという話がありましたけれども、現在、障害者基本法が改正されていまして、今日資料にでてくる千葉県や北海道、岩手県の条例は、障害者基本法が改正される前の条例。改正された法の後には制定された条例は、熊本県条例だけで、ですからここに共生という言葉が入っております。ここに共生が入ったのは既に国が法律で共生をめざすというのを目的に掲げているからなので、どこかの時期に、委員の皆さんに、現在の国の法律、障害者基本法がどういう考え方になっているのかということを知らせていただく必要があるのではないかと思います。それに反するようなそれより遅れている条例はつくるわけにはいかないと思います。

もうひとつお願いしたいのは、この目的とか理念というのは、今日1日で決まるものではないので、今日1日議論をしたうえで、第8回、第9回の際に、各分野ごとに議論をした後に、もう1回、目的とか理念について議論する場を設けていただきたいと思います。私はこの3つをお願いしたいと思います。

(西田副部長)

続いていいですか。

(萩野部長)

西田委員。

(西田副部長)

今、徳田委員の話に関連してですけれども、私どもこの呼びかけ人会としてもですね、県条例の中で、それぞれ、障がい者、その他周囲の人のアンケートを取っているわけなのですよ。そういう中で、県下6区域に分けて行ってますけれども、その中で、別杵速見国東地区の中で別府のアンケートは当初から、この別府市条例にも活用するという、そういう目的で、私どもはこのアンケートを集めております。それで、現在280ぐらい集まっておるのですけれども、これからも皆さん声の行き届かないところは、そういう声を聞いていこうということにしております。これは、当事者の生の声であって、これがぜひ条例に活かされるような形をとっていただきたいなど。まあ、だいたい条例の内容がまとまったと思いますので、これから提出させていただくと思いますけれども、どうか、そういう当事者のね、実際の声聞いて、それをやっぱり、条例に活かして、そういうことをぜひお願いしたいと思っております。以上です。

(萩野部長)

ありがとうございました。本日20人の委員の方がお見えになっておりますので、せっかくこの事前に皆さん方に書いていただいております。とくに左から3つの項目についてはですね、条例づくりとこれからの別府ということを書いておりますので、この辺を全員のご意見を一人ずつしゃべっていただきたいと思っております。そうしないと、皆さんせっかくおいでになっていただいておりますので、しゃべらんで帰っていただいても思っております。ここに書いてあることをですね、時間の関係もあるので、1人1分間以

内でまとめてご発言ください。それでは、大久保委員から順次一通り回りますので、そういうことで、自分がだした内容について一言ずつ左から3つの分を言っていただきたいと思います。

(大久保委員)

アンケートを書くときにすごい宿題をしている感じがしたんです。とても難しい。普段漠然と考えていることを、はっきり文章とすることはとても難しかったので、私は、この左から3つですね、まとめてやはり、安心してお互いが障がいがあるなしにかかわらず、安心、安全なまちづくりをするための条例ということを頭において考えました。お互いに協力、理解。理解というのが一番大事じゃないかなと考えました。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは次の大隈委員。

(大隈委員)

私は、今回、みのり会のほうに移りまして、すぐにですね、グループホームを立ち上げるということで地域の一部の方の反対署名運動を受けました。ごく最近の話でございます。反対は反対で、施設をつくるのが反対なのか、造っていいけれどもいろんな条件を付けるのか、どういうことを言っているのかよく私も理解できませんでしたので、精神障がい者のことについて、こういうことなんですよという説明を全部文章でつくって説明させていただいたのですけれども、もし何かあったら誰がどういう責任をとるのかまで言われた。精神障がい者が犯す犯罪というのは健常者が犯す犯罪よりも、法務省が発表するには少ないそうですね。にもかかわらず、あたかも精神障がい者が犯罪を犯すかもしれないじゃないかという前提条件によって、地域の方はいろんな妨害に等しいようなことを言うという経験がありまして、ただ、私はその時に思ったのは、反対する人たちは、何もかもが反対ということではなくて、やっぱりいい施設をつくるために私たち自身が、施設も努力する必要があるのではないかと思います。そうするとやっぱり、反対する人たちも賛成してくれると。反対する人たちだけが悪いという立場だけで見えていくというのでは、私自身この経験の中で非常に強く思ったということと、先ほど徳田先生も言われたように、こういう地域に入っていくと、私たちの思いもよらないような差別や偏見だとかあることを改めて感じました。別府市が条例をつくろうとしているこ

とに非常に強い感銘を受けたので、これからもがんばっていきたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

次、小野委員さん。

(小野委員)

小野です。私は、全ての市民と行政の理解の不足と書かせていただいたのですが、やはり、障がいのある方の、あるいは家族の方の地域の暮らしの実体というのは、非常に分かりにくい伝わりにくいと思います。やはり、伝える努力、理解する努力がとても必要なんじゃないかと思います。そして、ここにあるべき問題としては、本当に一人でも困っている人を見捨てないという、そういう気持ちをお互いが持つ事が大切なんではないかと考えています。あと、市民と行政の協力というようなことを書かせていただいております。市にだけ求めるとか、あるいは市民の責務ということだけで考えるのではなくて、みんなが力を合わせていくということが大切なのではないかと思いますので、そのような方向で盛り込んで頂ければと思います。以上です。

(萩野部会長)

次、川野陽子委員。

(川野委員)

こんにちは。あっとほうむふれいすの川野といいます。私は、条例を制定しようとする大きな要因に生活のしづらさという言葉を入れさせていただいているのですが、今、私も実際肢体障がいを持っているんですが、あっとほうむふれいすの中で障がいを持っている人にかかわったとか、あと条例づくりでの活動の中でのアンケートを見ていると自分以外の障がいのことは本当に知らないことがたくさんあることに改めて気付きました。精神障がいの方がどういったところに不安とか差別とかを抱えているだとか、あと聴覚障がいの方がこういうふう困っているんだよとか、なかなか知る機会というのが少ないなというのに改めて気付きました。今回別府市条例の制定に向けて、限られた中で皆さんと議論しながら進めていくんですけど、障がいは何なのかとか、あと、今回、別府市は安全というところもキーワードとして入れてますので、じゃそういうこと

を実現していくためには、何が必要なのか、という勉強会みたいな時間が少しあると、もっとお互いのことを聞いていいのかなという気がしています。それで、皆さんと一緒にいい条例をつくってもっともっといい別府市になればいいなと思います。よろしくお願いいたします。

(萩野部会長)

どうもありがとうございました。次、河野龍児委員。

(河野委員)

リフライの河野です。自分自身はですね、この条例制定にあたっての大きな要因としては、やはり、全ての別府市民の方々が、障がい若しくは障がい者というものが、障がいがどういうものなのか、又は障がい者というものがどういう方々なのかというものをですね、しっかり理解していただくというのが必要だというふうに一番思っております。障害者基本法の一部改正法の中でもですね、ノーマライゼーション、日本語に訳すところでは、共生社会の実現、誰もが住み慣れた地域、自分が生活をしたい場所で生活をするためには、じゃあ別府市の中でどういうことを整えていけばよいのかということですね、具体的に仕組みとして、つくっていくことが重要であると思っております。別府市のあるべき姿、それに対してどういう仕組みをつくっていくのか、やはり皆さんと議論を尽くしながら、さらに、全ての別府市民の方々に、協力をしながら、議論を尽くしながらですね、条例をつくっていくそれによって、誰もがこの別府市の中で、地域で暮らせる仕組みイコールその差別がなくなっていくことに繋がっていくと思っておりますので、私が書かせていただいた、別府市のあるべき姿を実現する方法として、本当、思い浮かぶことを書かせていただいておりますけれども、啓発であったりとか、ハード面での整備であったりとか、やるべきことは様々あると思っておりますので、いろんなことをですね、各方面から考えながらこの条例づくりをしていきたいと考えております。もう1点、やっぱり別府市の将来的な姿として、やはり全ての方が住むというところはあるんですけども、ひとつ観光地である別府としてですね、いろんな方々がやっぱり訪れても、訪れやすいまちになっていくということも一つ重要なのではないかと考えておりますので、住む人訪れる人すべてにとって、将来のまちづくりに関わってきますけれども、いろんな視点からですね、この条例づくり、条例の中身をつくっていききたいと考えております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。北地委員。

(北地委員)

私のほうは、まず、この別府市というものを考えてみました。今までこの条例ができたところは、各県とさいたま市があるわけですが、ご存じのとおりさいたま市の人口が123万、大分県の人口と同じぐらいの市なんですね。12万ぐらいのこの別府市で、このぐらいの規模では初めての条例になるのではないかなと思っております。その際に、12万数千の人口で、現在の障がい者の状況、今日いただいた資料で見ていただいたらわかるんですが、7.22%ですか、これは障害者基本法で、発達障がいや難病が入っていない数字ですので、ほぼ1万人ぐらいはいらっしゃるのではないかというふうに思います。もうひとつは、高齢者の状況を見たときに、今、高齢化率は別府市は29%に入るわけですし、高齢の方っていうのはやはり、イコール障がいの方も結構多いわけですし、何らかの生活に困難をきたしていらっしゃる方が多いあるわけがございます。そういう点から見て行きますと、やはり相当この別府市の現状をもう少し私たちはつまびらかに見ていくことが必要じゃないかということが、まずひとつでございます。それから、やはり別府市は、先ほど河野さんもおっしゃいましたけれども、第3次産業の比率、逆には経済的には弱いということはあるのですけれども、第3次産業の比率が大変高いというところで、やはり、別府らしさと言いましょか、ということもこの条例の中にどういうふうに盛り込んでいけるのかという感がいたしております。で、私がA、B含めて考えたところであり、共生ということは大変必要ですけれども、その関係がないと共生というのは難しいわけですし、いろんな障壁をなくすということと同時に、やはり、安心安全に暮らせるというのがキーワードかなというふうに思っています。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。では、木本委員。

(木本委員)

この条例制定作業部会、とてもなんか、自分がすごくお勉強しているような気持ちで、大変な席にいるなって、2回座っているんですけど、思っております。以前、県民皆障

がい者という言葉聞いたことがあるんですけど、それは確かにそうだなと思います。体が健康でも心が痛んでいる方もいるし、どう言ったらいいんですかね、体が不自由な方でも健康な方、皆さん健康ですものね。ただ、差別、そういったことではなくて、あたりまえに地域で自然に障がいのある方も生活できたら、それが一番だなって思います。とてもこの会は難しくて、大変なものですけども、ありがとうございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。小林委員。

(小林委員)

黎明荘の小林です。私は、精神の方の分野の業務になるのですけれども、実感させていただいているのは、差別の根幹となっているのかもしれないですけど、偏見ですね。その偏見の根幹となるのは、いまだに市民の人に根付いていたり、例えば精神のイメージであったり、それがそのまま独り歩きしているような、それを改善できる施策というのは、やっぱり啓発活動、セミナー、そこに研修の方だけでなく障がいの方も一緒に取り組めるようなことが必要なのではないかなと、そういった機会を設けるというのが一つ必要なのではないかなと。

それと、別府市が観光地ということでAPU、外国の方も多い、ものすごく特性のある別府市ですよ。そういった中で、本当にバリアフリーの公共施設がどれだけあるかという、黎明荘に隣接するところに身体障がい者の方のデイをつくっているのですけれども、その入浴サービスを受けるときに、観光地である別府市のいろんなホテルがあるのですけれども、実際に車イスの方が利用できるところが少ない、そういった現状なのですね。他県からホームページを見て、電話するときにはそのホテルに入ることができない。いろんな意見があります。せっかく観光地としての別府でありますし、障がいの方や留学生でもある外国の方も多い、特性のある別府市なののですけれども、この条例の中で、住みやすい観光地としての別府市、共生という言葉がすごく合っているのかなと思ったのですけれども、そのためには、もともと根強いこの偏見というのを解決していける我々の本気というのが必要なのではないかと思っております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。次、佐藤委員さん。

(佐藤委員)

私は、大分県精神障害者福祉会連合会別府さつき会家族会の代表をしております、佐藤です。よろしくお願いします。我々、精神障がい者を持つ親としてですね、一番最初に思うのは、偏見と差別。どうして、偏見と差別を第一に持ってきたのかと申しますと、当事者が、病に落ちて親として大変風潮されてきた、口外できない苦しみ、それとなんか事件が起きれば精神障がい者がやったのではないか、というふうな風潮で、まあ、こんな言葉を使うと大変失礼ですけども、何年か前には、宮崎さんという方が、大変な事件を起こしました。そうすることが風潮すると、我々の子どもをそういう障がい者を持つと、変な意味で、あそこの家は変なやつがおると、あそこには近づくな、そういうふうな障がいを持つ親が、私なんかはいろいろ聞きます。そして、家族の親に聞いてみたら、うちは近所の人には絶対口外せんでくださいよ。みんな各家庭があります。そういう方がこういう家族会に参加できないわけがあるのです。なぜ、そのわけがあるのかというと、家族には親戚がいます。兄弟もいます。そうすると、適齢期が来れば結婚もあります。そうするとその実態が、なかなかその障がいがあるために、家族の中が変な具合になったりと、ご幣もありますけど、結婚もできない、離縁になったりする、ああいう障がい者がいると自分の子どももそういうふうになるんじゃないか、そういう弊害がある。そういうことで私はこれをなくすためにはどうすればいいのかということ常々考えていて、小学校、中学校、高校そういう思春期に入るときに、この病気の病というのが突然やってくる。その突然やってくるときに、どこがどのようにしていただけるかということは、やっぱり、こういう町があれば自治会があります。それから民生委員もおります。行政もあります。病院もあります。そういうところが一体となって、学校の教育を根本的に教えてあげる。思春期の時にちょっと頭がおかしいなと思ったら、精神科に行ってみらんかえとか、学習していただきたい。行政や病院が一体となってですね、この病、子どもが高校生の時に突然なって、誰に言ってもいいか私もわかりませんでした。病気になって、やっと今20年になって、この病の病気というものが、やっとわかりつつある。一番最初に、突発的に病になったときに、病院の先生に聞いたときに、これは際の川だ、がんと一緒だ、一生あんた治りませんよと言われました。そのとおりです。薬を飲んででも完全に絶対ようならないんです。それでなければ国から年金なんかでるはずがないんです。もしよくなるんだったら、こんな言葉を使うと大変失礼ですけど、皇室でも、雅子さんでも、ああゆう立派な方がなかなか治らないというのは、脳の

病気というのはなかなか治らないんです。それを広くみんなに分かってほしい。そして理解してほしい。これで私の家族会の代表としてのこれだけは伝えたい。これだけはみんなに知ってもらいたい。そして、一人でも多く隠れた家族の方を救ってあげたい。それは家族自身もそうですけど、兄弟も、そのなった本人でないと分からない。それだけは実体としてみんなに知ってもらって、先ほど大隈委員からもありましたけれども、施設をつくろうとしたらみんな反対する、なぜ反対するのかといたら、そういう事件があったとき風潮するからそういうことになる。私はそういうふうです。以上です。

(萩野部会長)

次、芝尾委員。

(芝尾委員)

別府リハビリセンターの芝尾です。今、佐藤さんが言われたように、やはり障がい者制度改革においては、差別禁止とやはり合理的配慮というのが一番問題になっているのではないか、それが一番のテーマではないかということを考えてみました。それをそこをあげたのと、もう一つはやはり、別府市で最近、虐待が起きました。小児に向けて、今からの時代、やはり、これからは子どもの時から環境を整えていかなければ、いいまちづくりができないのではないかとということで、虐待防止。特にここは子どもを含めてなんですけれども、そういったところを大きなテーマにしまして、そのためには、やはり全ての人々が住みやすいような環境、それにはやはり別府市は温泉がありますし、温かいというイメージがあれば温かな町で、その中にすんでいる人々すべてが、やはり子どもであっても、障がい者の方であっても、普通の一般の方であっても、生き甲斐を持って自律した生活が送れることがテーマではないかと思ひまして、上げさせていただきました。

(萩野部会長)

ありがとうございました。では、田中委員。

(田中委員)

べっふ優ゆうの田中と申します。最初から理念とか目的とか非常に大きなテーマでどういうふうに整理していかわからなかったもので、優ゆうの3名の方に事前調書を渡して書いていただいて、それで自分なりにまとめたみたいなきんなんですけれども、まと

まっていないでなんとなくちぐはぐかなという感じで、こんな形で出席しているんですけど、自分に置き換えてみると非常に具体的で自分なりの思いはあるのですけれども、ひとつは私も重度の知的障がい者の親ということです。それで、障がい者を生んだということで、本当に自己責任みたいな、家族が何とかしなくてはというふうなことで、一生懸命、教育のセンターにいるときに、教育段階、卒業に向けていろんな努力が少しずつ大きくなるに従って、それなりに、家族や地域の人たち、いろんな人達に力をもらいながら、バリアを取り払ってきたみたいなどころがあるんですけども、やっぱりそれはとても限界があるということをひしひしと感じています。自分もだんだん本当に障がい者みたいにだんだん動けなくなっている中で、親亡き後どうするかというのが、やっぱり多くの人の私が知っている限りの意見のようにあるんです。やっぱりそういう親になっても、普通に社会参加できて生きていくような、そういう条例、別府市にこんな条例があるから、わが子は親亡き後も生きていけるんだというような安心感ができていくような、すごくそういう意味で期待をしています。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。藤内委員。

(藤内宣委員)

先ほど、大隈委員さんのご意見を聞きまして、非常に衝撃というか、やはり地域の住民の方が、その中に全体の奉仕者である公務員の方がそういうことをするということが、びっくりしたというようなことでございますけれども、やはり、そういう根強い差別、偏見を無視した、また、無理解が、21世紀は人権の世紀といわれながらも、そういう実態があるという、先ほど徳田先生がおっしゃってたんですけど、差別をその実態をいかに皆さん方に知っていただくことが非常に大きなことだと思います。ですから、この条例の中で目的、理念その中にやはり、この差別の解消をしていただく方法とか、そしてやはり別府市のあるべき姿は先ほど徳田先生もおっしゃってたんですけど、障害者基本法の中でも既に共生社会という言葉が規定されている。そういう国の法律の中で共生社会が規定されているのであれば、さらに、別府市としてもそれに準じるような形の差別の解消、そして障がいのある方もない方も同じように人権が尊重される別府市をめざす、そのためには、条例をつくるということがそういう差別に対する大きな対抗手段になるのであらうと思っておりますので、その条例の制定する大きな要因、そして別府

市のあるべき姿、それを実現する方法、これは皆さま方が、大久保委員さんからずっと村野委員さん方まで書いている。そのとおりだというふうに思っております。ですから、これだけの皆さん方の意見をどういう形で目的や理念を骨子にするのかとそれ自体、非常に難解だなと思っているところですけども、これだけの皆さん方が表現が違ってても皆さん方が言っていることは、やはり差別の解消、やはり共生社会というふうに思っております。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。藤内浩委員。

(藤内浩委員)

藤内です。私も精神障がい者の子どもを持っておる家族です。ひとつだけ、話をさせていただきますと、私も大分市の家族会のほうに入っているのですが、いくつかいろんな話は聞くんですが、郡部にすんでいる家族の中で、郡部だけに地域の偏見が強くて、そこに住んでいるのがいたたまれなくなって、大分市に替ってきて、私が入っている大分市の家族会で大変だという話を聞きます。

それと特に精神障がいの場合は、先ほど、2、3の方が話をしていましたけれど、やはり差別、特に偏見、無理解が強いですね。これに関しては、小学校、生徒、保護者、先生を含めた教育と啓発が必要だと思います。

それともう一つ、私自身がちょっと足が悪かったり、目が悪かったりで、足が悪いという話で、亀川に住んでまして、亀川の駅がですねエレベーターがあって、ものすごく、例えば、私なんか足が悪いものにとって、あるいは、地域的には太陽の家があるんで、エレベーターができた経緯があると思うんですが、車イスの方だけではなくて、本当に誰もがエレベーター、ちょっとあれば、ものすごく便利で、楽に駅を利用できるということになりますので、そういう面で、ノーマライゼーション、あるいはバリアフリー、ユニバーサルデザインを含めたそういうふうな別府市にいろんな形でできればなと思います。

(萩野部会長)

ありがとうございました。徳田委員さん。

(徳田委員)

私が考えているのはですね、せっかく別府市で条例をつくるのだから、国の法律や大分県条例より、もっときめ細かいものができたらいいなというふうに願っております。その観点で2つだけお話したいのが、ひとつは、共生ということがですね実はそのかなりあいまいだという感じがしているわけです。共に生きるということは分かるようではなかなか具体的にはわからない。私なりに中身を考えてみると、共生というのはまず、最低限、排除をしないということ。先ほど、大隈さんがおっしゃったようにそんなことは許さないというのが、まず第一、排除しない、すなわち受け入れる。第二番目が理解する、けどそれだけでは解決しないので、私は支え合うということがあって初めて共生ということなのではないかというふうに今考えていて、国が共生社会をめざすと書いてあるのを別府市なりにもっと具体化して、支え合うというようなそういうような社会をめざそうということを明確にしてはどうかと。この間、別府市で虐待事件が起きたわけですけれども、それとも非常に関連しているわけですし、虐待している事例とかを目撃されることは無視する方も多いのですけれども、市役所等に連絡をされる方もいらっしゃるのですけれども、私はもう一つ、その虐待していると思われる親御さんに、子育てで大変だったら手を貸しますよとかいう声をかけられるような、そういう地域づくりということがすごく大切で、この条例はできれば、めざすべき別府市のあるべき姿とは、支え合うというような、つまり、障がい者、障がい者の家族の方、お互いが支え合うのですけれども、そうでない、市民が、そういうハンディキャップがあって困っている人がいたときに、何か自分が声かけだけでもいい、何かをしようというそういう社会というか、これが先ほど皆さんもおっしゃったように、合理的配慮ということに繋がるのではないかと私は考えて支え合う社会というふうに書かせていただきました。

もうひとつ、きめ細かいという意味では、障がいという考え方について、医学モデルではなくて社会モデルということが今大きな流れとなっているわけですが、その中で、難病の方とか内部障がいの方がですね、国の政策からほんとに置いていかれているような感じがしているわけで、そういう意味で、難病や内部障がいの方々にもきちっと目配りをした条例になったらいいなというふうに考えております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。西田委員。

(西田副部長)

私は家で、鍼灸治療を開業しております。2、3日前に来た患者さんがですね、この人当事者のおばあちゃんに当たる人なのですけれども、実は、自分の孫がですね、ちょうど思春期になって、なかなか難しいんだと。そこで中津のみのり園ですかね、そこに何日か入れて、入れている時はよかったですけれども、帰ったら相当暴れる。お母さんもちょっと病気がちで、どうしていいかわからない。だから病気もできない。先ほどもお話しされてましたけれども、やはりそういう例というのは、私の周りでもですね、何人かあります。障がい者でありながらね、毎日病院に娘の看護に行ったりね、そういう例もありますので、やはりそういう当事者だけでなくね、当事者の周り、特に母親、高齢化だんだんして、病気もできない、自分も面倒見てもらわなければならない、そういう状況の人達も救うようなそういう条例にしていきたい。

そういうことがひとつと、もうひとつは、立派な条例ができることを私は望んでいるのですけれども、やはり、できてもですね、市民全体、各界、各階層の人たちが、それをほんとに分かってもらわなくてはいけないということがあるので、やはり、そういう啓発活動といいますか、それをやはり官民含めて真剣に条例づくりとともに、やっていかなければならないのではないかと、そういうふうに思っております。以上です。

(萩野部長)

原野委員さん。

(原野委員)

皆さんこんにちは。原野と申します。私は、絵手紙の講師というものをさせていただいております。私は歳が43歳なんですけれども、私が小学校に行く年代のころ、年頃のころ、小学校に行くことができませんでした。その合理的配慮といいますか、いろいろな条件を付けられて、普通小学校には通えないといわれて家に先生が来てくれる家庭訪問という勉強をずっと義務教育の間はしてきました。そんな私が、今、小学校や中学校に行くと絵手紙を教えるということを仕事にさせていただいております。その絵手紙を子どもたちに教える中で、気がついたことがあるんですけれども、私、子どもにも教えますけど、高齢者の方にも教えているんですけれども、子どもは私が教えたことをほんとに素直に忠実に聞いてくれて守ってくれて絵手紙を書いてくれるんです。なのでほんとにいい絵手紙ができるんです。しかし、高齢者の方もお上手なんですけれども、高齢

者の方は、例えば筆の上を持つのよというても、気が付いたら下を持っているとか、教えてもなかなか私が教えたことを守ってくれなくて、大人の方々は出来上がった今の自分のやり方というのをなかなか壊してくれないとか、考え方を変えてくれない。先ほどいろんな委員の方々からのありましたけれども、共に生きるということで、やっぱり私は小さいころから、子どものころから、私たち障がいのある人に触れ合って、一緒に生きていってほしいなあということをしごく思うんですね。なので、子どもたちに私たちのことを少しでも、知ってもらいたいということを私自らが少しづつですけれども進めていきたいなと思うのが、私の一番身近な経験の中から、思いついたことです。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。次、宮原委員。

(宮原委員)

私を感じましたことは、日本の社会というものはですね、今までやっぱり、中間的だったり、平均的だったりする方は、かなり生活していきやすかったと思うのですが、政策とか仕組みとかはそういう方々が都合よくといいますか、うまく暮らせるように作ってきた。一方である意味、そこから外れる方っていうのは、排除されてきたという今までの流れだったと思います。それで、私はそういう方々が感じている生きにくさというのがこの条例制定の根底にあるのではないかと考えております。取り残される人のいない社会と書かせていただきましたけれども、これからは、そういった人たちが、取り残されないような社会を別府市で実現していければなと思っています。

別府市への私のイメージは、割と別府市はですね、ある意味いい意味で「ゆるさ」みtainなものがあって、結構多様な個性というのが入ってきやすい土壌はあるんじゃないかと。それが、別府市のいい加減といったら悪いんですけど、いい意味での個性だと思うので、それがもっと伸びていくような条例になればなあとというふうに思います。

(萩野部会長)

ありがとうございます。では、村野委員さん。

(村野委員)

大分県社協の村野です。皆さま方のほうが私なんかよりも福祉のことについてはとても理解が深いので、私がこの委員として入っている役目は何かなと思ったときに、今回ですね、資料を3つ提出させていただきました。

それを見ていただきたいと思うんですけれども、まず資料1なんですが、せっかく条例をつくるのであれば、やはり将来を見据えた条例が必要だなと思ったので、いつも仕事で使っているものを提出させていただきました。これは国立社会保障人口問題研究所というところの厚生労働省の附属機関が出している数字を基に作られたものです。見ていただいたらわかるように、1990年から2010年のこの間に、子供たちが3分の1いなくなったというふうになっています。それだけ子供がこの別府市では少なくなっているということですよね。それから15歳から64歳を生産人口、税金を納める年代の方々といわれているのですけれども、これが一番問題なのです。何かと申しますと、65歳からの高齢者率を見ますと15.7%。この高齢者の方々を支えているのは、この15歳から64歳までの方々が払っている税金と考えると、1990年は4.3人で1人を支えていたんですね。ところが、2010年には、2.1人で支えないといけないというような状況になっています。これはもう20年後には支える人が2人をきるというような厳しい状況があるということです。また、2020年で見ると高齢化率は31.5%なのですけれども、これは全国よりも10年早い高齢化率の進み具合です。そして、生産人口は人口比に対しまして58.4%、これは、調べてみますと1935年の昭和10年と同じぐらいの状況だということです。

それから資料2の方を見ていただきますと、特に深刻なのは、後期単身率、下から4行目、それから高齢世帯率、一番下なんですね。後期単身率というのは、後期高齢者のうち一人暮らしをしている人が何人かということを示しているのですけれども、別府市の後期高齢者は、4人に1人という状況です。全国平均は18%ですので、5.5人に1人。それから高齢世帯率は、全世界帯に占める高齢者の1人又は夫婦暮らしの比率なんですけれども、別府市は2000年に20%。5軒に1軒ですね。全国は15%ですから、6.5軒に1軒。2010年から15年までの間に25%。4軒に1軒はこういう状況になるというような数字です。全国は、2030年でも20%弱です。別府市の高齢化が進んでいるということが数字を見てもわかるのではないかなと思います。

それから、資料3ですが別府市の地区人口が一番左の①に出ています。となりは社会福祉課の方で民生委員さんがご自身の足で、目を見て要援護者と認識していらっしゃる方々をマップに掲載している人数を②に記載させていただいております。これは、社会

福祉課から平成20年4月1日現在での情報をいただきました。それから自治振興課では手上げ方式で要援護者登録というのを進めていますね。その集計をお願いして出させていただきました。それがこの③の数字です。簡単に②から③を引いてみてもわかると思うのですが、かなり差がありますね。先ほどの障害福祉課さんの情報を見ても、手上げの要援護者の登録というものがいかに少ないかわかると思います。それで、②の民生委員さんが要援護者だと思っらっしゃる方の地区ごとの人口に対する割合というものを右側に記載しましたが、例えば西地区なんかは、15%（758名）に相当する人たちが、民生委員さんたちは要援護者だというふうに認識しているのですが、手上げで登録している人は24名しかいらっらないということですよ。地域の中で厳しい状況にあると見てとれるのかなとこの数字からもわかるのではないかと思います。

私は別府市の人間ではないので、やはりいろんな協議をする中で、別府市が今どういう状況なのかということをおある程度数字で把握したいなと思い、こういう資料を提出させていただきました。皆さんである程度共有しながら話していかないと、先ほどから皆さんのお話にもあるように、理解が違つ中で、差がある中で一緒に作つていくのは難しいのではないかなと思っています。私が意見として提出させていただいたものは、こちらに書いてあるような内容なのですけれども、最終的には全ての人が誇りを持って暮らし、働き続けられる別府市であつてほしいと思います。その中には、地域を守つたり、尊厳を守つたり、地域の課題を皆で把握をして、解決していく仕組みが必要だと思つます。それから先ほどの手上げ方式なんかも、仕組みがどうなのか、見直しをしないといけないと思つます。また、コミュニティーの再生、それからやっぱり日本つていうのは縦社会ですよ、全てが縦社会で動いていますから、素晴らしい地域にしようと思えば、分野を越えた日常時の連携をしていかないと、いい別府市にはならないのではないかなというふうに感じていますので、意見としてあげさせていただきました。以上です。

（萩野部会長）

最後に、宇都宮委員。

（宇都宮委員）

すみません。私、今回、初めてでございましたので、会議の資料作つておりません。皆さんのご意見を聞きながら勉強させていただくということでございましたが、ちよつと資料見ますと、8項目までありますので、私、頭が悪いのでつまらんと思つておつ

たのですが、皆さん今お聞きしますと、正直なところ、各団体の細かい説明を受けて安心しました。私、重症心身障がい児ということは、自立支援というのがありますので、自立とは何かといいますと、自立とは自分で支えてもらって自分で生活できるというのが自立なんです。ところが、子どもは重症心身ですから寝たきりで何も分からない子どもがほとんどなんです。今、皆さんのお話を聞きますと、別府市でこういった条例、共通理念を基にいい条例をつくろうということでもありますので、ひとつ障がい者というのは、ピンからキリまであります。そういうこともひとつ事務局踏まえていただいて、別府市にはどういう団体があるか、どういう子どもがいてどういう生活をしているかというのを事務局もできたらちょっとかじっていただいとうらうと、我々も話がしやすいんじゃないかと思ひまして、事務局お忙しいのですみませんけど、そういうことをお願いいたしまして、あまり細かい資料を出されますと頭がちょっとこんがらがりますので、できるだけ簡単な説明とか簡単な文章を提示していただければありがたいと思ひます。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございます。私の意見としては、条例を制定しようとする大きな要因というのは、障がい者に対する差別をなくし、お互いを理解するということを思ひました。それから別府市のあるべき姿というのは、誰でも安心、安全に暮らせるまちづくり、これをしてほしいなど。それから、実現する方法としては、皆さん方お互いに支え合うまちづくりをしていきたいなど。そのためには、どうすればいいかという、こういう問題を含めてこの別府市のいい条例ができればいいなどということを私自身は思ひていました。

今それぞれ、皆さん方のご意見をお聞きしました。本日の条例を制定しようとする皆さんの気持ちと、それからまた、別府市に今後こうしてほしいというお話も含めていただきましたし、資料をいただいた方もいらっしゃいます。それぞれのご意見を行政も受けたと思ひますので、今後については、どういうふうにするのか、これから考えていってほしいと思ひます。ちょっと3時になりましたので少し休憩させていただきます。休憩を15分とらせていただきたいと思ひます。

(休憩)

(萩野部会長)

それでは再開いたします。本日の大事な皆さま方の会議の中で、条例制定権と条例の構成についての議題でございました。そして、それについては市の当局からいろんな説明もありました。こういうふうに目的と理念もあったのですけれども、全部がですね、今事務局ともお話ししましたけれども、完全に今まとめてしまうというのは、ちょっと無理ではないかというご意見もありましたので、きちっと全部をまとめるというのは、大変申し訳ないのですけれども、今日はいたしません。そしてまた、皆さん方のそれぞれのアンケートの中にもですね、これに書いていただきましたし、先ほど順次マイクを持って皆さんの条例に対するご意見をいただきました。ということで、これをもうちょっと整理をしていきたいと思っておりますので、今日はこれにてご了承願いませんか。

(委員から「はい」)

(萩野部会長)

それで、今後のスケジュールについてですね、資料をお渡ししていますけど、初めての方もいますし、皆さま方もすぐ思い出せないと思いますので、事務局より今後のスケジュールを説明していただけませんか。

(水口補佐)

はい、わかりました。今日が第2回目ということで、第1回目でご説明しました今後のスケジュールに沿いまして、条例の目的と理念についての議論をしたところでありますけれども、その議論の途中で、今日、目的と理念を決定するよりも先にですね、共通の現状認識が先だという委員からの求めがありましたので、そこで、事務局、部会長協議いたしまして、結果ですね、目的と理念については、詳細な議論を終えたのち、最後の第8回目と9回目のとりまとめの時期に定めたいと思っております。それから、第3回目から第7回目までは先般ご説明しましたスケジュールのとおりで詳しい部分へと入らせていただきたいと思いますので、また、再度確認をさせていただきたいと思います。部会長、そういった考えでおりますけれども、皆さんのご意見を聞いていただけたらと思います。以上です。

(萩野部会長)

第3回、第4回と細かく説明してください。

(水口補佐)

第3回については、条例制定に向けた論点の整理をさせていただきたいと思っております。次の第4回目が人権に関することですね、相互理解、それから権利擁護。人権について、差別やら偏見やら阻害やら一体的に検討していきたいと思っております。それから、第5回目が生活環境、安全、防災の件について、それから生活環境といいますと物理的なバリアフリーでありますとか、情報のバリアフリーそういったことについての整理になります。それから、雇用、就労についての議論と。それから第6回目が保健と医療ですね。早期治療であるとか、障がいの原因となる疾病をなくす、そういったことについての議論。それから、保育、教育ですね。福祉教育は、相互理解の方になりますね。教育についての差別。教育現場での差別。そういったことについて、話すことになろうかと思えます。それから第7回目が生活支援、身近な生活のしづらさという委員さんからのお話がありましたけれども、についての具体的な話し合いの場を持つということで大方の各人生の段階における差別、各生活のシーンにおける差別といったことにこれから入っていこうということのスケジュールの再度確認ということですが、部会長、それで皆さんに諮ってください。

(萩野部会長)

今、事務局より今後のスケジュールについての説明がありました。前回、皆さんのお手元にお配りしてると思いますので、それぞれまた帰っていただいてですね、見ていただき、それぞれのご意見をまとめていってください。今日みたいにそれぞれのご意見を順次お伺いしていきたいと思えます。そういうやり方で行きたいと思うのですが、何か皆さん方、スケジュールや今後のやり方について、もしこういうふうにしてほしいとかあったらおっしゃってください。はい、北地委員。

(北地委員)

先ほどの事務局からのことについては、そのように進めていくということではいいかとは思いますが、ただ、お願い事で恐縮ですが、資料の次回までに、お忙しいところ恐縮ではありますがありますけれども、提出を求めたいと思えます。ひとつには、障害者基本法が改正されておまして、ご存じのとおりつなぎ法案ということで、10月から実施をされてお

るわけなのですが、その中の第4条には差別、特に今回の改正では、インクルーシブな考え方、やはりICFの考え方、ICIDHからICFの考え方によって変わった、そこらへんでお願い事は、障害者基本法の改定の部分で必要と思われる部分、委員さんに必要と思われる部分についてお願いを申しあげたいというのがまず1点。

2点目には、障害者差別禁止法が予定では、平成25年ということになっておるわけですが、国連の決議と含めた差別禁止条項の法制化に向けた資料がございましたら、ひとつお願いを申しあげたいというふうに、まず1点資料の提出を申し上げたいと思います。

2点目に、部会長さんの方からおはかりをしていただきたいと思うのですが、限られた9回という枠の中で、どうしてもこなしていかないといけないのか、例えば、いやもう少し回数を増やしてでもいいよというのが、それと内容によっては、例えば教育の問題、労働の問題、また保健医療の問題、いろんな問題が関わってくるのですから、これは24人の中で、まとめようとしてもなかなか難しい部分がございますので、作業部会の中の研究部会でも結構ですし、もう少し専門的にそこら辺をやっていただけるような少人数の方向を検討していただけるかどうか。合わせてお願いと検討をよろしく願いいたします。

(萩野部会長)

ありがとうございます。今、北地委員からでましたが、まず資料の提供をお願いしたいと、これはまた先ほど事務局にお願いがでておりましたので、それはまた調べて資料づくりをしておいてください。特にそれはあれでしょ、差別のところでも議論したいと思いますので、次回というわけじゃないわな。

(水口補佐)

第4回で権利擁護がありますけれども、障害者基本法の改正部分でありますけれども、その特徴、どういうふうに改正されたか、ということについてピックアップすることはできますけれども、それからまたこれからの国の動きですね、障がい者の権利条約の批准に向けた国内法の整備、それらを進めておるわけですが、それは、どういいましょうか、分かりやすい資料というものがなかなかないのですね。あらゆる法が関係してきておまして、改正法とは別にあと年々できました整備法ですね、いわゆるつなぎ法といいまして、その整備法が今年の4月から施行されるわけなのですが、それら

も絡んでくるところでありますので、これから具体的な議論に入っていき、そこに必要となるものを提出させていただきたいと。例えば、今回の第2回目についてもですね、必要となる部分だけを提出させていただいた、そうでないと焦点が定まらないという考えを持っております。広い視野での法の解釈という意味でのものは、A4で1枚程度のものであれば、皆さまにご提供はできると思いますけれども、そこで詳細な部分になってくると非常に大きな冊子になってしまいますので、その点のご理解はいただきたいと考えております。以上です。

(萩野部会長)

北地委員。ちょっと資料作成はあんまり大きく膨らむようではできにくいということなんですが。

(北地委員)

事務局。基本法の分と国連の定めた差別禁止の部分について、差別のそこらへんを出していただければ。

(萩野部会長)

もうちょっと内容を絞ったものでいいと。

(水口補佐)

はい。では、そうさせていただきます。

(萩野部会長)

それでは、どういったものでいいのかなど、北地委員、また事務局と相談してください。それからもうひとつ、9回を予定していますことについてはですね。いろいろ議論の中で、もうちょっとこういうのを入れたほうがよいとかでてくるんじゃないかと、そういう場合には、回数を増やしたり、あるいは小委員会ですか、その中でそれぞれのご意見をまとめていけばよいのではないかというご意見がでておりますが、みなさんどうですか。

(萩野部会長)

事務局は。

(水口補佐)

これは事務局が、お答えすることではないという前提の下、皆さま方に聞いていただきたいと。皆様のご意見が主役なわけですね。我々事務局はそれをまとめさせていただくと。形づくって起案をするという立場ですので、そちらの方はよろしくお願ひしたいと思います。

(萩野部会長)

皆さん方が主体でありますから、事務局は別に回数にはこだわっていないということですが、一応、決められた期限というものがありますからね。それまでにまとめないといけません。ま、そういうことで都度々項目がでてきますので、その項目についてはまたやらなければいかんということができてきましたら、また皆さんと相談して、もう1回この間にやりましょうということで決めていきたいと思ひますので、その点よろしくお願ひをいたします。それから、先ほどの細かな委員会につきましては、またその都度々皆さん話がでた中でやっていきたいと思ひますので、皆さんの意見を多数決でまとめていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

(萩野部会長)

その他あればどうぞ。

(小野委員)

さっきの北地さんの資料と重なる点があるかと思ひますけれども、今日のお話の中、事前意見取りまとめの中で、でてきている言葉の中で社会モデル、合理的配慮という言葉があります。これについては、今までの障害福祉とは違った新しい考え方、かなり本質的に異なった考え方だと感じます。ですから、この言葉について、どのように理解をするのか、私たち全体としてどのように共通理解を持てるのかということについてする必要があるのでないかと思ひます。そのことについて、何か話し合う場とかですね、学習する場とか、そういうことを考えていただけたらと思ひますけれども。以上です。

(萩野部会長)

事務局。今聞いた中で、何かあれば。

(水口補佐)

申し訳ありません。事務局の方からのお答となりますけれども、社会モデルですね、それから合理的配慮の欠如はよろしくないという考え方は、それは基本といたしますか、それに沿わない条例になるということは全く想定していないのですけれども、国の動きに伴った条例づくりであると事務局は考えておる。そこで、共通認識といたしますか、改めて認識を共にするというのはあえて考えもしなかったといたしますか、当然その方向に進んでいくのであろうと事務局は考えておりました。

(萩野部会長)

徳田委員さん。

(徳田委員)

第3回の予定がですね、条例制定に向けた論点整理となっておりますので、その時にやはり、何人かの委員も社会モデルと書いていますし、それから改正された障害者基本法の中にも合理的配慮という条項がでていますので、できればそれについて議論していただいた方がいいのではないかと。事務局の方で資料等の作成に負担があるようであれば、今日、村野さんが出された資料というような形で、私の方で社会モデルとはこんな考え方ですとか、合理的配慮についてはこんな意見がありますとかいう資料を事務局の方へお届けするという事は可能です。

(萩野部会長)

大変ありがたいですね、徳田委員さんから資料の提供は自分がしてあげてもいいよという温かいご意見ですが、これ、是非ちょっと受けていただいて、事務局で提出期限がこうなっているとかあると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。大変ありがたいです。ありがとうございました。では、そのほかございませんか。皆さん方で何かあればこの際ですので、いいでしょうか。それでは、本日はこれを持ちまして会議を終了させていただきます。皆さんありがとうございました、次回もよろしく願います。